

各 位

当金庫の法令遵守態勢への

取組みについて

当金庫職員が現金や証書・通帳などをお預りする時に、所定の「受領証」「預り証」以外のもの（名刺やメモ等）をお渡しすることは絶対にありません。

また「受領証」「預り証」の発行がなかった場合には、担当者へお申し付け下さい。

名刺やメモ等を受領されている場合、その他取扱についてお尋ねになりたい場合は、直接当金庫コンプライアンス担当までお問合せ下さい。

平成19年 7月 2日

高鍋信用金庫 役職員一同

連絡窓口：コンプライアンス担当

電話：0983-22-2222